

# 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）に対する意見募集について（命令）に対する意見募集の結果について

令和 2 年 2 月 5 日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部改正案について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（30 日間）

対 象： 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 一部改正案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

## 2. 意見公募の結果

○御意見数： 1 件※

○御意見に対する考え方： 別紙のとおり

---

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

## 提出意見とこれに対する考え方

### 1. 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 一部改正案に関するもの

| 番号 | 提 出 意 見                                                                                                                             | 考 え 方                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 改正後欄の第2条第5項の「核燃料物質」については、原子炉等規制法第24条第1項第3号の条文と同様に、「使用済燃料を含む」ことを明示的に規定したほうがよいと思います。同法第43条の3の5第2項第7号で規定する使用済燃料を含まない核燃料物質を指していないのであれば、 | 御指摘を踏まえ、「第二条第二項に規定する核燃料物質をいう。」を「第二条第二項に規定する核燃料物質をいい、同条第十項に規定する使用済燃料を含む。」に修正します。 |